

政令第三百六十七号

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第一項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十八条及び第四十五条、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）第九条、第二十三条、第三十九条及び第五十一条、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十五条の二第七項、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六百六十八条第十項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十七条第六項、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）第十八条第七項、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十四条第七項、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十七条第七項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百七十七条第十項並びに高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第一条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第三項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三条第二項中「読み聞かせた」を「読み聞かせて誤りのないことを確認した」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第九条の二第一項中「記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の二号を加える。

三 審査請求人又は再審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、審査請求人又は再審査請求人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

四 代理人によつて審査請求又は再審査請求を取り下げる場合においては、代理人の氏名及び住所又は

居所

第九条の二第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正)

第二条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和三十一年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記載し、審査請求人(審査請求人が法人であるときは、代表者)又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第四項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条第二項中「読みきかせた」を「読み聞かせて誤りのないことを確認した」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第十五条の二第一項中「記載し、審査請求人(審査請求人が法人であるときは、代表者)又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の二号を加える。

三 審査請求人の氏名及び住所又は居所(審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代

表者の氏名及び住所又は居所)

四 代理人によつて審査請求を取り下げるときは、代理人の氏名及び住所又は居所

第十五条の二第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二十四条第一項中「記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人
が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第二十六条第一項中「記載し、申立人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第三十条第二項中「読みきかせた」を「読み聞かせて誤りのないことを確認した」に、「記名押印しな
ければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

（中小企業退職金共済法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並び
にその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

一 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二十一条第一項

二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第二十二條第一項

- 三 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第十条第一項
- 四 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第八条第一項
- 五 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第七条第一項
- 六 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十条第一項
- 七 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第三十条第一項
- 八 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第八条第一項

附 則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。